【上野俊彦による仮訳】［角括弧］に囲まれた部分は、訳者による注釈。

公権力組織の個々の問題の調整の改善についてのロシア連邦憲法修正についてのロシア連邦法（案）[1]

2020 年 1 月 20 日、ロシア連邦大統領により、国家院に提出
草案
第 885214-7 号

第 1 条
1993 年 12 月 12 日の全国民投票により採択されたロシア連邦憲法（『ロシア新聞』1993 年 12 月 25 日）に以下の修正を導入する。

1) ［第 3 章　連邦制］第 71 条［ロシア連邦の管轄事項］第 т 号を以下の通りとする。
「第 т 号　連邦の国務：外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有していることに関連した制限を含む、国家および自治体の職員、国務および自治体の役職者に就任することについての制限を設けること。」
［「連邦の国務」以下、追加］

2) ［第 3 章　連邦制］第 75 条［通貨、租税、国債］に、
а) 以下の内容の第 5 項を追加する。
「第 5 項　ロシア連邦では、ロシア連邦全土の労働可能人口の最低生活費の金額よりも低くない最低賃金、ならびに社会給付およびその他の社会的支払いの、連邦法により定められた手続きによる物価スライド制が保障される。」
б) 以下の内容の第 6 項を追加する。
「第 6 項　ロシア連邦では、国民皆年金制度、公正、世代間扶養、の原則に基づく国民年金保障制度が編成され、その効率的運用が維持され、連邦法により定められた手続きによる年金額の物価スライド制が定期的に実施される。」

3) ［第 3 章　連邦制］第 77 条［連邦構成主体の国家権力機関のシステム］に、以下の内容の第 3 項を追加する。
「第 3 項　ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦の連邦構成主体の執行国家権力機関の長）は、30 歳以上の、ロシア連邦に恒常的に居住し、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有していないロシア連邦国民でなければならない。ロシア連邦法により、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦の連邦構成主体の執行国家権力機関の長）の資格要件を追加することができる。」

[1] 原文は、国家院ホームページ（ https://sozd.duma.gov.ru/bill/885214-7 ）参照。

4) ［第3章　連邦体制］第78条［執行権力機関のシステム］に、以下の内容の第5項を追加する。

「第5項　連邦国家機関の長は、30歳以上の、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有していないロシア連邦国民でなければならない。」

5) ［第3章　連邦体制］第79条［国家間機関へのロシア連邦の権限の一部譲渡］を以下の通りとする。

「第79条　ロシア連邦は、国家間組織に参加し、国際条約に従って、それが人および国民の権利および自由に制限をもたらすことがなく、かつロシアの憲法体制の原則に矛盾するものでなければ、国家間組織に自らの権限の一部を譲渡することができる。ロシア連邦の国際条約の規定に基づいて採択された国家間機関の決定であっても、ロシア連邦憲法と矛盾すると解釈された場合は、ロシア連邦において執行されない。」

［第二文を追加］

6) ［第4章　ロシア連邦大統領］第81条［選挙］を以下の通りとする。

「第81条　第1項　ロシア連邦大統領は、6年の任期で、ロシア連邦国民により、普通、平等、直接選挙権に基づき、秘密投票により、選挙される。

第2項　ロシア連邦大統領に選ばれることができるのは、35歳以上の、ロシア連邦に25年またはそれ以上恒常的に居住し、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を現に有しておらず、またこれまでも有したことがないロシア連邦国民である。ロシア連邦大統領候補に対する外国国籍を有していないことについての要件は、連邦の憲法的法律に従って全体またはその一部がロシア連邦に編入された国家の国籍をかつて有していたロシア連邦国民、および全体またはその一部がロシア連邦に編入された国家の領土に恒常的に居住していたロシア連邦国民には適用されない。

第3項　同一の人物が、2期を超えてロシア連邦大統領職に就くことはできない。

第4項　ロシア連邦大統領選挙の手続きは、連邦法により定められる。」

［第1項は現行憲法と同内容。第2項の最低居住年数要件は現行憲法では10年、「外国国籍」以下は補足。第3項「連続して」を削除。第4項は現行憲法と同内容］

7) ［第4章　ロシア連邦大統領］第83条［職の任免の権限］において、

a) 第a号を以下の通りとする。

「第a号　ロシア連邦大統領が候補者を推薦し国家院が承認したロシア連邦政府議長を任命し、解任する。」

［現行憲法は、「国家院の同意を得てロシア連邦政府議長を任命する」で、「解任」規定はない］

б) 以下の内容の第б-1号を追加する。

「第б-1号　ロシア連邦政府議長の提案に従って連邦執行権力の構成を承認し、その変更を行う。連邦執行権力機関の構成において、ロシア連邦大統領が活動の指導を行う機関および連邦政府議長がその活動の指導を行う機関を定める。ロシア連邦政府議長がロシア連邦大統領により解任された場合は、あらたに任命された連邦政府議長は、連邦執行権力機関の構成についての提案をロシア連邦大統領に提出しない。」

в) 以下の内容の第в-1号を追加する。

「第в-1号　ロシア連邦政府議長、ロシア連邦政府副議長、連邦大臣、ならびにロシア連邦大統領が活動の指導を行う連邦執行権力機関の長、の辞職を受理する。」

г) 第д号を以下の通りとする。

「第д号　国家院の承認した連邦政府副議長、連邦大臣を任命し、解任する。」

［「国家院の承認した」の部分、現行憲法は、「ロシア連邦政府議長の提案に基づき」］

д) 以下の内容の第д-1号を追加する。

「第д-1号　防衛、国家安全保障、内務、法務、外務、緊急事態・災害復興、社会安全保障を担当する連邦執行権力機関の長（連邦大臣を含む）を、連邦院との協議ののち任命し、解任する。」

е) 第е号を以下の通りとする。

「第е号　ロシア連邦憲法裁判所議長、ロシア連邦憲法裁判所副議長、ロシア連邦憲法裁判所判事、ロシア連邦最高裁判所議長、ロシア連邦最高裁判所副議長、ロシア連邦最高裁判所判事を任命するための候補者を連邦院に推薦し、その他の連邦裁判所の議長、副議長、判事を任命する。」

［現行憲法は、議長、副議長、判事の区別なく、「裁判官」とのみ規定している］

ж) 第е-1号を以下の通りとする。

「第е-1号　ロシア連邦検事総長、ロシア連邦副検事総長を任命するための候補者を連邦院に推薦し、ロシア連邦検事総長、ロシア連邦副検事総長の解任を連邦院に提案する。」

［連邦構成主体検察官の任免について、第е-3項に分離］

з) 以下の内容の第е-3号を追加する。

「第е-3号　ロシア連邦の連邦構成主体の検察官を、連邦院との協議ののち任命し、解任する。市および地区の検察官、ならびにそれと同列の検察官以外のその他の検察官を任命し、解任する。」

［現行憲法の第83条第е-1号の後半部分と同内容］

и) 以下の内容の第е-4号を追加する。

「第е-4号　連邦の憲法的法律に従って、ロシア連邦憲法裁判所裁判官、ロシア連邦最高裁判所裁判官、破棄裁判所および控訴裁判所の裁判官により、裁判官の名誉および尊厳を損なう行為がなされた場合、ならびにその他の、連邦の憲法的法律により定められた、裁判官がその権限を行使することができないことが明かな場合、その権限の停止について、連邦院に提案する。」

к) 以下の内容の第ж-1号を追加する。

「第ж-1号　国家権力諸機関の調和のとれた運営および協力の保障、ならびにロシア連邦の内外政策の基本方針および国家の社会経済的発展の優先順位の策定のため、ロシア連邦国家評議会を編成する。ロシア連邦国家評議会の地位は連邦法により定める。」

8) ［第5章　連邦議会］第95条［連邦議会］において、

а) 第2項を以下の通りとする。

「第2項　連邦院は、ロシア連邦の各連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行国家権力機関からそれぞれ1名ずつの2名の代表、ならびに連邦院の構成員（ロシア連邦セナートル）の10%を越えない数の、ロシア連邦大統領により任命されたロシア連邦の連邦構成主体の立法（代議制）国家権力機関および執行権力機関の代表たるロシア連邦の代表により構成される」

［「（ロシア連邦セナートル）」が補足された］

б) 以下の内容の第2-1項を追加する。

「第2-1項　連邦院構成員（ロシア連邦セナートル）は、30歳以上の、ロシア連邦に恒常的に居住し、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有

していないロシア連邦国民でなければならない。」

9) ［第 5 章　連邦議会］第 97 条［国家院議員資格、兼職禁止］第 1 項を以下の通りとする。

「第 1 項　国家院議員に選ばれることができるのは、21 歳以上の、選挙に参加する権利を持ち、ロシア連邦に恒常的に居住し、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有していないロシア連邦国民である。」

［「外国国籍」以下が補足された」

10) ［第 5 章　連邦議会］第 102 条［連邦院の管轄］第 1 項において、

а) 第ж号を以下の通りとする。

「第ж号　ロシア連邦大統領の推薦に従って、ロシア連邦憲法裁判所議長、ロシア連邦憲法裁判所副議長、ロシア連邦憲法裁判所判事、ロシア連邦最高裁判所議長、ロシア連邦最高裁判所副議長、ロシア連邦最高裁判所判事を任命する。」

［現行憲法は、「ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所の裁判官を任命する」］

б) 以下の内容の第к号を追加する。

「第к号　防衛、国家安全保障、内務、法務、外務、緊急事態・災害復興、社会安全保障を担当する連邦執行権力機関（連邦大臣を含む）の長の候補者の、ロシア連邦大統領による提案に関し、協議を行う。」

в) 以下の内容の第л号を追加する。

「第л号　ロシア連邦の連邦構成主体の検察官の候補者の、ロシア連邦大統領による提案に関し、協議を行う。」

г) 以下の内容の第м号を追加する。

「第м号　連邦の憲法的法律に従って、ロシア連邦憲法裁判所裁判官、ロシア連邦最高裁判所裁判官、破棄裁判所および控訴裁判所の裁判官により、裁判官の名誉および尊厳を損なう行為がなされた場合、ならびにその他の、連邦の憲法的法律により定められた、裁判官がその権限を行使できないことが明かな場合、ロシア連邦大統領の提案に従ってその権限を停止する。」

11) ［第 5 章　連邦議会］第 103 条［国家院の管轄］第 1 項において、

а) 第 a 号を以下の通りとする。

「第 a 号　ロシア連邦大統領の推薦に従って、ロシア連邦政府議長を承認する。」

［現行憲法は、「ロシア連邦大統領のロシア連邦政府議長の任命に同意を与える」］

б) 以下の内容の第 a -1 号を追加する。

「ロシア連邦政府議長の推薦に従って、ロシア連邦政府副議長およびロシア連邦憲法第 83 条第д-1 号に規定されている連邦大臣を除く連邦大臣を承認する。」

12) ［第 5 章　連邦議会］第 107 条［大統領による法律の公布］第 3 項を以下の通りとする。

「第 3 項　ロシア連邦大統領が連邦法を受理してから 14 日以内にそれを拒否した場合、国家院および連邦院は、ロシア連邦憲法に定められた手続きで、当該法律を再審議する。再審議に際して、連邦法が先に採択されたテキストのまま連邦院構成員および国家院議員の定数の 3 分の 2 以上の多数決により可決された場合、当該法律は、7 日以内にロシア連邦大統領により署名され、公布される。ロシア連邦大統領が上記の期日内に連邦法の合

憲性についてロシア連邦憲法裁判所に審査請求を行った場合、当該法律の署名のための期間は、ロシア連邦憲法裁判所による請求の検討のあいだ停止される。ロシア連邦憲法裁判所が連邦法の合憲性を認めた場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法裁判所が当該決定を行ったときから3日以内に当該法律に署名する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦法の合憲性を認めなかった場合、ロシア連邦大統領は、当該法律を署名せずにロシア連邦国家院に差し戻す。」

［「ロシア連邦大統領が上記の期日内に連邦法の合憲性についてロシア連邦憲法裁判所に審査請求を行った場合］以下が補足された］

13) ［第5章　連邦議会］第108条［連邦の憲法的法律］第2項を以下の通りとする。

「第2項　連邦の憲法的法律は、連邦院の構成員の定数の4分の3以上、かつ国家院の議員定数の3文の2以上の多数決により可決された場合、採択されたものと見なされる。採択された連邦の憲法的法律は、14日以内にロシア連邦大統領により署名され、公布される。ロシア連邦大統領が上記の期日内に連邦の憲法的法律の合憲性についてロシア連邦憲法裁判所に審査請求を行った場合、当該法律の署名のための期間は、ロシア連邦憲法裁判所による請求の検討のあいだ停止される。ロシア連邦憲法裁判所が連邦の憲法的法律の合憲性を認めた場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法裁判所が当該決定を行ったときから3日以内に当該法律に署名する。ロシア連邦憲法裁判所が連邦の憲法的法律の合憲性を認めなかった場合、ロシア連邦大統領は、当該法律を署名せずにロシア連邦国家院に差し戻す。」

［「ロシア連邦大統領が上記の期日内に連邦の憲法的法律の合憲性についてロシア連邦憲法裁判所に審査請求を行った場合］以下が補足された］

14) ［第6章　ロシア連邦政府］第110条［執行権］に、以下の内容の第3項を追加する。

「第3項　ロシア連邦政府議長、ロシア連邦政府副議長、連邦大臣、その他の連邦執行権力機関の長は、30歳以上の、ロシア連邦に恒常的に居住し、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有していないロシア連邦国民でなければならない。」

15) ［第6章　ロシア連邦政府］第111条［ロシア連邦政府議長の任命］において、

а) 第1項を以下の通りとする。

「第1項　ロシア連邦政府議長は、国家院の承認ののちロシア連邦大統領により任命される。」

［現行憲法は、「ロシア連邦政府議長は、国家院の同意を得てロシア連邦大統領により任命される」］

б) 第2項を以下の通りとする。

「第2項　ロシア連邦政府議長の候補者の推薦は、新たに選出されたロシア連邦大統領の就任後もしくはロシア連邦政府総辞職後2週間以内に、または国家院による連邦政府議長候補者の拒否、ロシア連邦大統領による解任、ロシア連邦政府議長の辞任から1週間以内に、ロシア連邦大統領により国家院に提出される。」

［現行憲法は、「ロシア連邦政府議長の候補者の提案は、新たに選出されたロシア連邦大統領の就任後2週間以内に、またはロシア連邦政府総辞職後もしくは国家院による連邦政府議長候補者の拒否から1週間以内に行われる」］

16) ［第6章　ロシア連邦政府］第112条［ロシア連邦政府の構成、大臣の任命］を以下の通りとする。

「第 112 条第 1 項　ロシア連邦政府議長は、前任のロシア連邦政府議長がロシア連邦大統領により解任された場合を除いて、任命後 1 週間以内に、ロシア連邦大統領に連邦執行権力機関の構成について提案する。

第 2 項　ロシア連邦政府議長は、ロシア連邦政府副議長およびロシア連邦憲法第 83 条第д-1 号に規定されている連邦大臣を除く連邦大臣の候補者を、国家院に提案する。国家院は、1 週間以内に、提案された候補者に関する決定を採択する。

第 3 項　国家院により承認されたロシア連邦政府副議長および連邦大臣は、ロシア連邦大統領により任命される。ロシア連邦大統領は、国家院により承認されたロシア連邦政府副議長および連邦大臣をの任命を拒否することはできない。」

［現行憲法の第 112 条第 1 項は、「前任のロシア連邦政府議長がロシア連邦大統領により解任された場合を除いて」がない。現行憲法の第 112 条第 2 項は、「ロシア連邦政府議長は、ロシア連邦政府副議長および連邦大臣の候補者を、ロシア連邦大統領に提案する」で、「国家院は、1 週間以内に、提案された候補者に関する決定を採択する」はない。現行憲法には、第 112 条第 3 項はない］

17) ［第 7 章　司法］第 119 条［裁判官の資格］を以下の通りとする。

「第 119 条　裁判官は、25 歳以上の、高等法学教育の学歴および 5 年以上の法務職歴を有し、ロシア連邦に恒常的に居住し、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有していないロシア連邦国民でなければならない。ロシア連邦法により、ロシア連邦裁判所裁判官の資格要件を追加することができる。」

［現行憲法の条文に、「ロシア連邦に恒常的に居住し、外国国籍、または外国の居住証明書、もしくは外国永住権を有するロシア連邦国民であることを示すその他の文書を有していない」を補足］

18) ［第 7 章　司法］第 125 条［憲法裁判所の構成、職務］において、

а) 第 1 項を以下の通りとする。

「第 1 項　ロシア連邦憲法裁判所は、憲法体制の基礎、人と国民の基本的権利および自由、ロシア連邦全土におけるロシア連邦憲法の最高性および直接的効力の保障を擁護するため、憲法訴訟手続きにより司法権力を行使するロシア連邦における最高憲法監督司法機関である。ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦憲法裁判所議長および副議長を含めて 11 名の裁判官によって構成される。」

［現行憲法は、「ロシア連邦憲法裁判所は、19 名の裁判官によって構成される」］

б) 以下の内容の第 5-1 項を追加する。

「第 5-1 項　ロシア連邦憲法裁判所は、

а) ロシア連邦大統領の請求に従って、ロシア連邦憲法第 107 条第 3 項および第 108 条第 2 項により定められた手続きにより採択された法律の合憲性を、ロシア連邦大統領による署名前に審査する。

б) 連邦の憲法的法律により定められた手続きにより、ロシア連邦憲法と矛盾すると解釈されるロシア連邦の国際条約の規定に基づいて採択された国家間機関の決定の遂行の可能性についての問題を解決する。

в) ロシア連邦大統領の請求に従って、連邦の憲法的法律により定められた手続きにより、ロシア連邦の連邦構成主体の法律の合憲性を、ロシア連邦の連邦構成主体の最高公職者（ロシア連邦の連邦構成主体の最高執行国家権力機関の長）による署名前に審査する。」

в) 以下の内容の第 8 項を追加する。

「第 8 項　ロシア連邦憲法裁判所は、連邦の憲法的法律により定められたその他の権限を行使する。」

19) ［第 7 章　司法］第 128 条［裁判官の任命、組織、活動の手続き］を以下の通りとする。

「第 128 条第 1 項　ロシア連邦憲法裁判所議長、ロシア連邦憲法裁判所副議長、ロシア連邦憲法裁判所判事、ロシア連邦最高裁判所議長、ロシア連邦最高裁判所副議長、ロシア連邦最高裁判所判事は、ロシア連邦大統領の推薦に従って連邦院により任命される。

第 2 項　その他の連邦裁判所の議長、副議長、判事は、連邦の憲法的法律により定められた手続きにより、ロシア連邦大統領により任命される。

第 3 項　ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、その他の連邦裁判所の権限、設置および活動の手続きは、連邦の憲法的法律により定められる。」

［現行憲法第 128 条第 1 項および第 2 項は、議長、副議長、判事の区別なく、「裁判官」とのみ規定している。第 3 項は現行憲法と同内容］

20) ［第 7 章　司法］第 129 条［検察庁の組織体系］を以下の通りとする。

「第 129 条第 1 項　ロシア連邦検察庁は、ロシア連邦憲法の遵守および法律の執行の監察、人と国民の権利と自由の遵守の監察、その権限に応じた刑事訴訟を実施し、その他の職務を遂行する諸機関の単一の連邦的中央集権的体系である。ロシア連邦検察庁の権限および職務、その組織、活動の手続きは、連邦法により定められる。

第 2 項　ロシア連邦検事総長、ロシア連邦副検事総長は、ロシア連邦大統領の提案に従って、連邦院により任命され、解任される。

第 3 項　ロシア連邦の連邦構成主体の検察官は、ロシア連邦大統領により、連邦院との協議ののち任命され、解任される。

第 4 項　市および地区の検察官ならびにそれと同列の検察官以外のその他の検察官は、ロシア連邦大統領により任命され、解任される。

第 5 項　市および地区の検察官ならびにそれと同列の検察官は、ロシア連邦検事総長により任命され、解任される。」

［第 129 条第 1 項の第一文は補足。第 2 項は現行憲法と同内容。第 3 項は、現行憲法では、ロシア連邦大統領により、連邦構成主体と合意した検事総長の提案に従って任命され、解任される。第 4 項および第 5 項は、現行憲法と同内容］

21) ［第 8 章　地方自治］第 132 条［地方自治］に、以下の内容の第 3 項を追加する。

「第 3 項　地方自治機関および国家権力機関は、ロシア連邦における公権力の単一のシステムに含まれ、当該地域に居住する住民のための課題の最も効率的な解決のために協力する。」

22) ［第 8 章　地方自治］第 133 条［地方自治体の権利］を以下の通りとする。

「第 133 条　ロシア連邦における地方自治体は、裁判によって擁護される権利、地方自治機関が国家権力機関と協力して国家的意義を有する公的職務および権限を遂行した結果として生じた追加的支出を補償される権利、ならびにロシア連邦憲法および連邦法により定められた地方自治体の権利を制限することの禁止を保障される。」

［「地方自治機関が国家権力機関と協力して国家的意義を有する公的職務および権限を遂行した結果として生

じた追加的支出」の部分が、現行憲法では、「国家権力機関により採択された決定の結果として生じた追加的支出」となっている］

第2条

「公権力組織の個々の問題の調整の改善について」のロシア連邦憲法修正についてのロシア連邦法は、国民投票にかけられる。

ロシア連邦大統領